

【住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者】

- ・低額所得者（政令月収 15.8 万円を超えない者）
- ・被災者（被災後 3 年以内。但し、東日本大震災による被災者は除く。）
- ・高齢者
- ・障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者
- ・子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。）を養育している者
- ・外国人（日本国籍を有しない者）
- ・中国残留邦人等
- ・児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待を受けた者
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当する者
イ：配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者
ロ：配偶者暴力防止法等第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号に規定する帰国被害者等
- ・犯罪被害者等基本法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等
- ・更生保護法第 48 条に規定する保護観察対象者、同法第 82 条第 1 項、第 83 条若しくは第 83 条の 2 第 1 項の生活環境の調整の対象となっている者、同法第 85 条第 1 項に規定する更生緊急保護を受けている者、同法第 88 条の 2 の刑執行終了者等に対する援助を受けている者
- ・刑の執行のため刑事施設に収容されていた者、刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されていた者又は労役場に留置されていた者
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性
- ・生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する事業による援助を受けている者
- ・東日本大震災の被災者
（東日本大震災が発生した日に、仙台市内に住所を持っていた人（東日本大震災発生後から 15 年以内）、東日本大震災により、滅失若しくは損傷した住宅に居住していた人（東日本大震災発生後から 15 年以内））